

新庁舎建設に関する調査特別委員会 (第 34 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 29 年 6 月 15 日（木曜日）		
開 会	午前 10 時 0 分	閉 会	午前 10 時 35 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子 星見 健蔵 横山 明 伊藤 幾子 長坂 則翁 桑田 達也 房安 光		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：岡本 幸子 議事係主幹：毛利 元		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁舎整備局長：小林 俊樹 庁舎整備局次長：尾坂 和昭 庁舎整備局局長補佐：坂本 欣生 庁舎整備局主幹：田中 友一 庁舎整備局主任：北村誠太郎		
傍 聴 者	3 名		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前10時0分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 定刻になりましたので、ただいまから新庁舎建設に関する調査特別委員会第34回を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にご報告します。本日委員会条例17条第1項で3名の方に傍聴の許可をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは議事に入ります前にまず、河井総務部長、挨拶がございましたらよろしくお願ひします。はい。

○河井登志夫 総務部長 改めまして、おはようございます。総務部長の河井登志夫でございます。本日もよろしくお願ひをいたします。きょうお配りしております、レジュメをごらんいただきたいと思いますが、本日は議案第93号、工事請負契約の締結につきまして、御説明をさせていただきますし、ほか報告ということで2件御報告をさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

◆寺坂寛夫 委員長 それでは議事に入ります。議案第93号、工事請負契約の締結についての御説明をお願いいたします。

尾坂局次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 資料といたしましては市議会の定例会付議案という冊子を配らせてもらっております。その35ページになります。

議案の第93号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するものとするということで出ささせていただいております。1番、契約目的、鳥取市新本庁舎新築地盤改良等工事施行のため。2番、工事場所、鳥取市幸町地内。3番、工事名称、鳥取市新本庁舎新築地盤改良等工事。4番、工事概要、液状化対策の砂杭等の設置。土壌汚染対策の鋼矢板等の設置。既存建物の解体撤去及び地中障害調査。5番、契約方法、指名競争入札。6番、契約金額、3億1,860万円、うち消費税及び地方消費税の額2,360万円。7、契約の相手方、鳥取市新本庁舎新築地盤改良等工事、藤原千代田特定建設工事共同企業体。代表者、鳥取市千代水1丁目17番地、株式会社藤原組取締役社長、藤原正。構成員、鳥取市二階町3丁目210番地、株式会社千代田工務店、代表取締役、荒田潤之介。

36ページに入ります。提案理由です。議会の議決に付すべき契約の第2条の規定により、議決を得るためである。以上です。

失礼しました、続きましてその内容について説明させていただきます。

資料1になります。これは、発注させていただきました図面となります。図面名として右の下に書いております、静的締固め砂杭配置図ということになっております。図面としては、庁舎敷地の右半分。右半分の建物がくる位置につきましての、図面となっております。右側が東側、国道側になります。建物の位置なんですけれども、ちょっと薄いんですけども、点線で描いております。大きな黒い丸が書いてあるところが基礎杭の予定位置となっております。その周りに白抜きの白い丸をたくさん描いておりますが、これが砂杭の位置となります。下のほうに表として、数量を書いておりますが、砂杭の種類としては3種類。本数が表の右のほうに書いて

ておりますが、1,622、220、79というようなことになっておりまして、約1,900本の砂杭を打つ予定になっております。

左のほうに囲っております断面図を載せております。上のほうですが、白い丸につきましては地表面、設計G Lと書いておりますが、そこから6,000の深さまでは太さがφ400ミリ。で、設計G Lマイナス6メートルの位置からは設計G Lからマイナス10.7の深さまでは太さがφ700ミリというような太さの砂杭を打つ予定にしております。

その下の四角く囲っておるところになりますが、汚染土対策用の鋼矢板近傍部の締固め砂杭の断面模式図ということになりますが、鋼矢板を打つところが、鋼矢板と書いてありますけども、太い線のところになります。右側の平面図で見ますと、南側の半分のところは5カ所囲っておるところになりますが、これは土壌汚染調査をしたときに、4月にも報告させてもらいましたが赤い図面になってる、ヒ素が出た部分につきましては鋼矢板で囲うという工事になります。そこの部分を囲いまして、その中もですし、外側もですし、砂杭を打つような格好になります。鋼矢板のすぐ横には、先行ほぐしとかありますけども鋼矢板の部分が絞め固められますと、矢板のほう膨れたり、外れたりというようなことになりますので、ほぐして、地面を逆にほぐして、するような工法になっております。

落札率を言いませんけども、95.2%というようなことで、落札率になっております。

◆房安光 委員 95点

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 95.2%。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 説明していただきました。

委員の皆様で、本日聞き取りにくかった点、字句の確認等ですので、質問もまた後の委員会で質問ということになりますので。何かありますでしょうか、その、聞き取りにくい点とか。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですね。

そうしますと、次の報告事項お願いいたします。

尾坂局次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 資料としましては、資料2になります。この横棒でカラフルなカラー、緑とか黄色とか入ってるA4の紙になります。

最初に、今後の新本庁舎建設工事の発注予定についてということで説明させていただきます。今、先ほど説明してもらったのが、一番上の緑のところになります。地盤改良等工事になります。6月に議決をいただきまして、7月から工事にかかって10月に引き渡しというような予定になっております。現在、仮契約済みということになります。続きまして、発注していきますのが黄色であらわしております庁舎棟の建築工事、あと電気の強電工事、電気通信の電気の弱電、給排水衛生、あと一番下になりますけど、昇降機ということで、大体6月下旬、失礼しました。庁舎棟につきましては備考のところを書いてありますが、本日公告。

次に2枚目になりますけども、別紙参照ということになりますが、次に説明してもらいますが、あと電気、給排水、昇降機の備考の欄にありますけど、工事としては6月下旬に公告を予定させていただいております。

じゃあ、2 枚目をお願いします。きょう公告させてもらいました、新本庁舎新築（建築・庁舎棟）工事の公告の概要です。1 番目は入札概要。1 番、公告日は本日、6 月 15 日です。2 番、入札方法は制限つき一般競争入札。3 番は工事内容として鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎棟建築工事。4 番が延べ床面積 2 万 180.13 平米。5 番、工期、本契約の締結の日から平成 31 年 8 月 16 日金曜日まで。6 番、予定価格は事後公表です。

2 番目としまして、共同企業体の要件。1 番、結成方式は事後結成。2 番目、構成員数は 3 から 4 者。最低出資割合は 3 者の場合は 20% 以上／者ですね。4 者の場合は 15% 以上／者です。

3 番として共同企業体の代表者に求める主な事項としましては、以下の全てを満たすこととしております。1 番、これにつきましてはア、イとありますが、いずれかに該当するものです。市内業者で、建築一式工事は一般の A 級業者。イとしまして、建築一式工事の総合評定値が 1,400 点以上の市外業者です。2 番として、平成 14 年 4 月 1 日以降、これは過去 15 年間という考え方ですが、延べ床面積が 1 万平米以上の鉄骨鉄筋コンクリート造等による建築物に係る新築、増築または改築工事（増築または改築の場合は、当該部分の延べ面積とする。）を元請として施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。3 番、平成 14 年 4 月 1 日以降に鉄骨鉄筋コンクリート造等による免震構造の新築、増築、改築または改修工事（改修の場合は、新たに免震装置を設置したものに限る。）を元請として施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。4 番、一級建築士または一級建築施工管理技士を専任で配置できること。としております。

4 番、共同企業体のその他構成員に求める主な事項としましては、以下の全てを満たす条件になりますが、1 番、市内業者で、建築一式工事（一般）の A 級業者。2 番、一級建築士または一級建築施工管理技士を専任で配置できること。としております。

5 番入札スケジュールですが、本日 6 月 15 日から 7 月 3 日まで参加資格確認申請受け付けの期間としております。7 月 14 日に入札参加資格審査結果の通知を発送します。7 月 28 日から 8 月 1 日につきまして入札書の受け付け期間。郵便入札としております。8 月 2 日に開札、共同企業体の代表候補者の決定をします。8 月 3 日から 8 月 16 日が共同企業体の結成交渉期間としております。8 月 17 日に落札者の決定というようなスケジュールとなっております。

ちょっとここで切らせていただきます。

◆寺坂寛夫 委員長 説明いただきました。

この発注予定とか公告に関するそれぞれ、委員の皆様で質問等ございましたら。

伊藤議員。

◆伊藤幾子 委員 済みません、3 番と 4 番のところに、一級建築士または一級建築施工管理技士を専任で配置できることということが、そのどちらにも書かれてあるわけですが、結局、例えば、3 者で構成を組んだ場合、そういう専任で配置しなければならない、配置できることと書かれてある資格を持った人が 3 人、常にその工事にかかわっていると理解しているのかどうか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 各者から、代表者、構成員、各者から主任技術者ということで、1 人ずつ出ていただくことになりますので、そのとおりです。

◆伊藤幾子 委員 そのとおりでいいですね。

引き続いて、はい。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤議員。

◆伊藤幾子 委員 それはわかりました。それで、工期がですね、31年8月16日までということで、このたび公告が出されたわけですが、多分それについては、いろんな詳しいことが書かれている仕様書っていうのか、何かそういったものがあるとは思いますが、この工期が、おくれることになった場合はどうなるかっていうのは、どういうふうに書かれているんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 済みません、それは入札までの、入札のときのおくれでしょうか。工事……。

◆伊藤幾子 委員 工事。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 に入ってからのおくれ。

◆伊藤幾子 委員 工事、工事。そうそうそう。だから、そうです。委員長。

◆寺坂寛夫 委員長 はい、どうぞ。

伊藤議員。

◆伊藤幾子 委員 工期が平成31年8月16日までなので、それまでに完成できない、立ち上がらないっていうことで、それは恐らくその途中経過でわかると思うんですけども、そういったときに事情によっては、どちらが責めを負うかっていうのはやっぱりあると思うんですけど、そういった部分はどういうふうな形で記述されて、入札に出されるのか、よくありますが、工事を請け負うところの責任だったら何か賠償問題だとか、何かいろいろあるんじゃないかなと思いますけど、そのあたりはどういうふうにも、書かれて入札に出されるのか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 工事についてになりますので、契約上の約款のほうに書いてある内容になってくるかと思えます。その場合はまず、両方で協議をしまして、原因を追及するとかってというようなことになっていきますので、その約款にのっとって進めていくということになると思いますが、

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤議員。

◆伊藤幾子 委員 そうしたら、その契約で約款っていうことであれば、今回その入札にかかわってはそういう部分は余り明確ではなくて、落札者が決まって契約を結んでいく段階でそういった約款で詳しく書かれてあるのをお互い確認するとか、そういう理解でいいのかなとか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 具体的なことは約款のほうでということになるんですが、当然この入札の公告をして、この工期を示しているということは、その入札に参加する者は当然その工期でできることを見込んでその工期でできる人材を確保して、資材も確保できるという前提で入札に参加されるということなので、まずそれができない者というのが、具体的に私たちもこうやって作業を準備してくる中で、この工期ではできる、できないというような情報も当然つか

みながらやってきていますので、この工期でできるという前提で、公告をまず出していますんで、まず、この工期でさえできないという者は入札に参加しないというのが大前提ということになります。

その上で、契約をするということはこの工期でできるということが前提になってますんで、その上で契約の約款上今度は不可抗力でできない場合はどういうふうな対応をしていくかということも契約書の中に盛り込んでいくということになりまして、先ほど尾坂のほうの説明しましたけど、当然両者協議という部分もあるんですけども、例えば特別な事情で部材が入らなくなった、例えば大きな震災が起こったりして、その工場が被害を受けたりして部材が入らないというようなことも想定されます。そういうような場合であれば、必ずしも、業者の責任と言えない部分もありますので、それはやむを得ん工期の延長というのも発生する場合がありますし、そういう特別な理由がなくて、完成できないっていうような場合は業者の責任で一定の何らかを求めるような約款になってくるということになりますので、そのあたりは公告の段階では当然できる者が応募してくるので、できない者には応募していただいたら困るんですよという前提でやっていくべきことです。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 わかりました。1つ確認ですけども、途中で例えば何かがあって部材がなかなか手に入らないとか、そういったことで工期がおくれることとか、何か出てきた場合は、どこかの委員会にこの委員会がずっとあるとは限らないと思いますので、やっぱりそれは議会のほうに報告なりいろいろそういったものが出されるということによろしいですね。別に予算が伴わないことであっても。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 はい、当然、新本庁舎がいつ開庁ということにかかわってくる話ですので、当然それは情報を説明させていただきながら進めていくことになると思います。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。

房安委員。

◆房安光 委員 3番の（1）ですけども、市外業者の場合は総合評定値が1,400点以上ってことになっていますが、市内業者の点数制限っていうのはこれはないよということでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 はい、点数制限はしておりません。一応、市の中ではA級という、まずくりがありますので、そこが点数にかわるものということでA級の、資格を持っているということがあります。それ以降のそのどちらかということ、市内の場合は点数よりも2番、3番の実績というほうで絞り込みをされるというふうに理解をしていただければいいかと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 房安委員。

◆房安光 委員 地盤改良のとき私が点数が何ぼ以上とかっていうのありましたよね。

○小林俊樹 庁舎整備局長 はい。

◆房安光 委員 で、それにあれでたしか11か2ぐらいしかそのA級でたしか該当の企業がなかったと思うんですけど。地盤改良の場合にああいう制限をつけたという理由は何でしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 鳥取市の場合、今回の3の(2)や(3)でしているような実績に基づいた絞り込みというのが多いんですけども、今回の地盤改良工事のようなこういう免震構造に付随するような大規模な、何ですかね、液状化対策というような、こういうような工事実績というのは実は鳥取市内のA級、どこも持ち合わせていないということがありまして、そういう中でどういうふうに整理をするかということで、もうあとは総合的な技術力で判断をするしかないじゃないかということで、地盤改良工事については市内A級の中でのこの点数で条件をつけさせていただいたということで。今回の場合は、面積とか免震の実績とか明らかにその実績として求めているものがありましたので、そういう整理をさせていただいたというところであります。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。

ないようですので次に参ります。水質モニタリング調査について説明をお願いします。

尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 資料の3です。平面図と敷地の配置図と赤い絵が入っているものについて説明させていただきます。28年度に観測井、12月と3月につきまして水質のモニタリング調査をしてきました。続きまして、既存のその井戸を用いて地下水の汚染状況及び流向流速を確かめて本年度のモニタリング調査を続けていきますという内容になっております。2番として5月の26日から平成30年3月20日までの、工期としております。3番目として請負業者は西谷技術コンサルタント株式会社です。契約額は572万4,000円。

モニタリングの内容としましては、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物の溶出量について測定します。地下水の流向及び流速の測定、ナンバー5及びナンバー6の観測井の部分で行います。その他の観測井につきましては、地下水位の水位勾配により地下水の流向を推定するというようなことで観測をしております。観測頻度としましては、ヒ素及びその化合物と、フッ素及びその化合物につきましては、4回観測をしていきます。これにつきましては6月、9月、12月、3月というような四半期ごとに観測をしております。地下水の流向流速につきましては2回予定しております。6月と9月になります。

観測井の位置につきましては、敷地の四隅、深さが二層にまたがっておりますので深い位置と浅い位置というようなことで、かつその採水位置につきましては一番下に表としております。ナンバー1から、ナンバー8の深さの採水位置になります。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 説明いただきました。

委員の皆様で質疑等ございましたら。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 済みません。28年度12月と3月にこの観測を行った業者は、別の業者でしたでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 はい、別の業者です。山陰技術コンサルタントです。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

- ◆伊藤幾子 委員 それで、このたび業者がかわるということで、業者がかわるけれども、観測する観測井の場所は引き続きそこを使うということによろしいでしょうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。
- 尾坂和昭 庁舎整備局次長 はい、そうです。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 済みません。これ、もともと、その観測井をどこの場所にするかっていう、どこに穴を掘るかっていうときに、汚染されている区域の中で、多分この辺がいいだろうっていうのは一番最初に受けられたところが、場所を決めて掘られたのではないかと思いますけど、それでいいでしょうか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。
- 小林俊樹 庁舎整備局長 昨年の業者が決めたということではなくて、こういう調査に関しては、どこがどうというはっきりした実績がない場合は四隅で、四隅に穴を掘って調べるのが一番合理的だということで、その土壌調査にかかわった業者等の見解もありましたし、うちの生活環境課とも相談する中で四隅が適切だということで決めたもので、業者が決めたというものではありません。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 四隅も、四隅だけど、こことか、こことか。四隅が一点でピンポイントで決まるわけではないと思うんですよね、敷地の中で。四隅っていったって、ね、そうそう、そういう意味です。あの、そういう意味ですよ。ここちゅうとこをどうやって決めたのかっていうのです。
- ◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。
- 小林俊樹 庁舎整備局長 基本は敷地内の四隅なんですけれども、やはり工事上支障がある場所というのは難しいのでいろんな工事の中で、矢板を打ったりとかいろんな土壌汚染対策とかいろんなものがありますんで、工事に支障にならなくて工事終了後 2 年間まで継続して観測しないといけませんので、トータル 4 年近くの間、4 年、5 年ぐらいですかね、引き続きずっと使って観測できる場所ということでここを設定したということで、特に右端の下なんかは、右左折レーンで隅切りをしたりということをもともと想定をしておりましたので、多少そういう場所はずらしたりしていますけれども、基本は継続して何年間も終了して 2 年間最後まで水がとれるということが前提になっています。
- ◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 それは理解できます。ただ、今回受けた業者と、前回やられた業者、だから業者が違ってさらのところからね、じゃあ観測井を掘ってというか、つくって観測するわけだけど、その穴の掘る場所がどの業者がやっても今回やっているところになるのかどうか。私はその四隅といわれていたら、ずれがあるんじゃないかとは思ってるんですけど。
- ◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。
- 小林俊樹 庁舎整備局長 済みません、昨年 28 年度の契約はですね、観測井を設置というものと、それから観測という 2 つのものを一括しまして 1 つの業者に依頼をしたと。で、その掘っても

らった井戸に関しては、工事終了 2 年後まで維持するという前提で掘ってもらっています。ですので、29 年度以降の入札に関してはあくまでも、掘った井戸を使って水質を検査するという限定した入札になってきますんで、その場所が変わって問題が出るということはありません。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 水質モニタリング調査っていうのは、すごく技術力というか、観測する人の力量っていうのがやっぱり問われるってどっかで見たことがあるんですよね。ただ単に何かこう、ぴっぴぴっぴとればええっていうわけじゃなくって。そういったときに、最初にやった業者がずっとやるんだったらわかるんだけど、何で業者をかえるメリットって何なんだろうかと。できるだけ、1 つの業者じゃなくていろんなところに仕事を回したいっていう理由もあるのかなとは思いますが、でも何か、ちょっとそこが私不思議だなと思ったので。業者をかえるメリットといたしますか、理由といたしますか、それは何でしょう。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 業者をかえるメリットというよりも、基本的に鳥取市に限らず、公共団体がやる事業というのは単年度で区切れて入札に付すことができるものについては入札というのが原則ですので、当然原則に従ったということがまず 1 点ありますね。ただ、同じ業者で悪いということもないので、指名された業者の中には今年の業者も含まれてはいたんですけども、入札の結果ですので、これは別の業者になったということです。

それから、何ていいますかね、基本的に同じ業者をずっと随意契約で続けるという方法も、どうしてもということであればできないこともないんですけども、私たちが心配したのは逆に同じ業者をずっと続けていることで、不適切な数値を隠蔽したいがために同じ業者に契約し続けているんじゃないか、わざわざ随意契約しているんじゃないかというようなことを言われても困りますし、豊洲のように業者がかかわったら突然数値が変わったというようなこともありましたのでね。そういう余計な心配を皆さんにさせていただくよりも、公正にルールに基づいて入札をして業者を決めて、どの業者であっても適切な数値を得れるはずだという思いもありますので、そういう形で入札を実施したということでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 業者をかえるということで、入札でもってかえていくということで、より透明性を持たせるという理解でいいということですね。

○小林俊樹 庁舎整備局長 はい。

◆伊藤幾子 委員 わかりました。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 1 点のみなんですけども、この水質モニタリング調査については先ほど議会で報告ってことを言われたんですけど、これもやっぱり議会のほうに情報公開、報告っていうことをずっとされていくってということで理解させてもらってもよろしいんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 当然結果につきましては、報告をさせていただきます。

わざわざ臨時会を開いて報告というようなことでもないかと思うんです、定例のこういう機

会を通じて、通常の結果であれば御報告をさせていただきたいと思ひますし、（聴取不能）で1回太田議員の質問にお答えしましたけれども、特別汚染があったとか、特別の数値が出た場合には、臨時的なものでも対応させていただきたいというふうに思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆寺坂寛夫 委員長 それとですね、局長。現在1億5,000万以上とかが議会承認が要るということできょう出されたわけですけど、それ以外に今工事発注されてますですね。産業廃棄物とか、されてないですかいね、消防関係とか。

○小林俊樹 庁舎整備局長 今は、何も。

◆寺坂寛夫 委員長 やってないですか。その辺もちょっとどうかなど。

○小林俊樹 庁舎整備局長 今はほかは発注はしてなくて、見かけ上ですね、庁舎の敷地、今工事しているように見えますけども、あれは都市環境課のほうがですね、鳥取市営幸町駐車を終了して解体をして更地に戻すという工事を発注しておられまして、その工事が今されているということで、それは金額的にも少ないので、議決対象ではないということですけども。庁舎そのものの工事に関しては全くまだ発注はかかってないという状況です。

◆寺坂寛夫 委員長 わかりました。

そうしますと以上で報告を終わります、次回の委員会は20日火曜日の本会議終了後となっております。会議時間は本会議の終了時間を見ましてまたお知らせいたしたいと思ひます。

それでは、以上で新庁舎建設に関する調査特別委員会を終了します。御苦勞さまでした。

午前10時35分 閉会